



福岡県医発第1160号（総）

平成15年 9月12日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 関 原 敬次郎



平成15年法人土地基本調査・法人建物調査の広報活動について

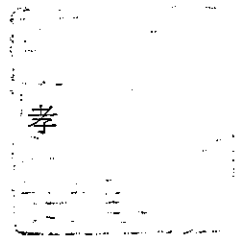
日本医師会より、別添のとおり標記調査に関する協力依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件に関しご了解頂くとともに、貴会会員から問い合わせ等ございましたら、よろしくお取り計らいますようお願い申し上げます。

日医発第 459 号（庶 80）
平成 15 年 9 月 4 日

都道府県医師会長 殿

日 本 医 師 会
会長 坪 井 栄 孝



平成 15 年法人土地基本調査・法人建物調査の広報協力について

標記の件について、別添写しのとおり、平成 15 年 8 月 11 日付（国土情第 58-2 号）文書をもって、国土交通省土地・水資源局土地情報課長より通知がありました。

本調査は、我が国の法人における土地の所有及び利用に関する情報を総合的に把握するため 5 年に 1 度行われ、今年はその調査年に該当するために、9 月から 10 月にかけて実施されるものであります。

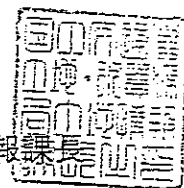
調査対象となる法人は、統計的方法に基づき無作為に抽出されるため、依頼がございました折りにはご協力願うとともに、関係各方面に対しての御周知方を併せてお願い申し上げます。

なお、統計法の規定により調査対象法人の情報は保護され、また、調査結果は統計資料として公表されるほか、今後の土地政策立案のための基礎資料などとして活用されるということです。



国土情第 58-2 号
平成 15 年 8 月 11 日

日本医師会
会長 坪井 栄孝 様



国土交通省土地・水資源局土地情報課

平成 15 年法人土地基本調査・法人建物調査の広報協力について（依頼）

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

政府におきましては、真に豊かな国民生活の実現と、活力ある社会の維持を図るため、土地政策において「所有から利用へ」の理念の下、土地の有効活用による適正な土地利用の促進を図っているところであります。こうした土地政策を的確に推進していくためには、土地の所有及び利用に関する情報を総合的に把握することが不可欠です。

このため、国土交通省では、建物を含めた土地に関する全国的な統計調査として、5年に一度「法人土地基本調査・法人建物調査」を行っており、本年はその調査年に該当し、9月から10月にかけて調査を実施することとしました。

本調査は、我が国の法人における土地の所有及び利用の状況、建物の現況などに関する実態を正確に把握することを目的としており、その結果は統計資料として公表されるほか、今後の土地政策の立案のための基礎資料などとして活用されるものです。

したがって、本調査が円滑に実施され、所期の目的を達成するためには、調査対象となる法人の皆様のご理解とご協力をいただくことが、ぜひとも必要となります。

つきましては、本調査の趣旨、重要性についてご理解いただき、貴団体に関係されます法人各位への本調査実施についての周知がなされますよう、下記の広報活動について、特段のご協力をお願い申し上げます。

なお、調査対象となる法人は、統計的な方法に基づき無作為に抽出されています。また、統計法の規定により法人の情報は保護され、法人名が特定されるようなことや、ご協力いただいた個別の調査票は、統計目的以外に使用されることがないことを申し添えます。

記

- (1) 貴団体傘下各法人への協力要請
- (2) 貴団体が発行される刊行物等への記事掲載
- (3) 貴団体が開催される会合等での告知

その他

詳細につきましては、別添リーフレット「平成 15 年法人土地基本調査・法人建物調査のしおり」をご覧ください。

ご不明の点がありましたら、下記までお問い合わせください。

国土交通省土地・水資源局土地情報課 土地基本調査担当 〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2 丁目 1 番 2 号 TEL：03-5253-8111（代表） 内線 30-244 FAX：03-5253-1577

(参考)

○文案例をお示しします。ご活用ください。

【No.1】 (告知のみ①)

9月～10月に調査を実施いたします。

皆様の ご協力をお願いいたします。

平成 15 年

法人土地基本調査・法人建物調査

【No.2】 (60字程度)

法人土地基本調査・法人建物調査にご協力を

本年9～10月に、全国の約49万法人を対象に「法人土地基本調査及び法人建物調査」が実施されます。皆様のご協力をお願いいたします。

【No.3】 (100字程度)

法人土地基本調査・法人建物調査にご協力を

本年9～10月に、「法人土地基本調査及び法人建物調査」が実施されます。調査結果は統計資料として公表し、行政利用はもとより、学術・研究機関、企業等でも幅広く活用されます。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

【No. 4】 (150字程度)

法人土地基本調査・法人建物調査にご協力を

本年9～10月に、「法人土地基本調査及び法人建物調査」が実施されます。
この調査は、全国の法人の土地や建物の所有状況、利用状況を調査するもので、その結果は統計資料として公表され、土地に関する諸施策の企画・立案に際して基礎資料として用いられる他、学術・研究機関、企業等でも幅広く活用されます。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

【No. 5】 (220字程度)

法人土地基本調査・法人建物調査にご協力を

本年9～10月に、全国の約49万法人を対象として「法人土地基本調査及び法人建物調査」が実施されます。

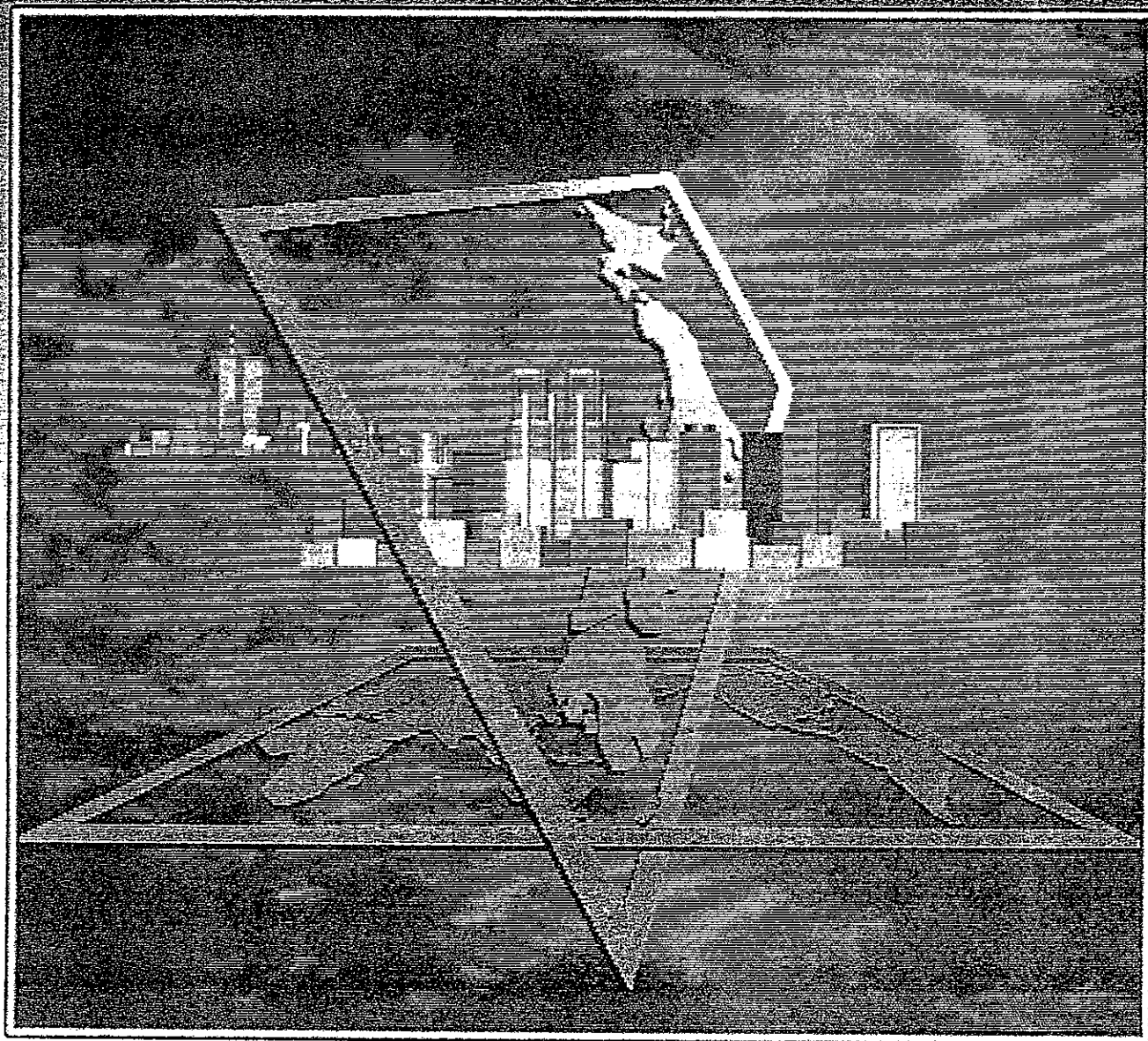
この調査は、全国の法人の土地や建物の所有状況、利用状況を調査するもので、その結果は統計資料として公表され、土地に関する諸施策の企画・立案に際して基礎資料として用いられる他、学術・研究機関、企業等でも幅広く活用されます。

調査対象法人の皆様には、9月中・下旬に調査票が郵送されますので、所定の事項にご回答の上、10月31日まで返送下さい。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

平成15年法人土地基本調査・法人建物調査

調査のしおり



国土交通省

I 法人土地基本調査について

調査のねらい

1. 活力ある経済の維持と真に豊かな国民生活の実現を図るためには、土地政策において、「所有から利用へ」の理念の下、土地の有効利用による適正な土地利用を推進していくことが必要です。
2. このためには、土地に関する情報の総合的な整備が必要です。
3. 現在、既存の行政資料の一層の活用を進めていますが、土地政策のための情報としては十分とは言えません。
このため、土地に関しては初めての全国的な統計調査を、平成5年度に実施し、以後5年ごとに実施しています。
4. このたび、全国の法人を対象とし、引き続き全国の土地の所有と利用の実態を正確に把握することを目的として、3回目の法人土地基本調査を本年に実施することとしました。

秘密は固く守られます

法人土地基本調査は、国が行う重要な統計調査として、統計法に基づき、総務大臣の指定を受けています。

この調査では、調査対象法人を代表する方が申告する義務を負いますが、調査票に記入された内容は、統計法第14条によって保護されます。個別の法人名が公表されることや、統計目的以外に使用されることは絶対にありません。

調査の方法など

○調査の対象

この調査の対象は、一定の統計的な方法により無作為に抽出された法人です。会社以外の法人も対象になります。

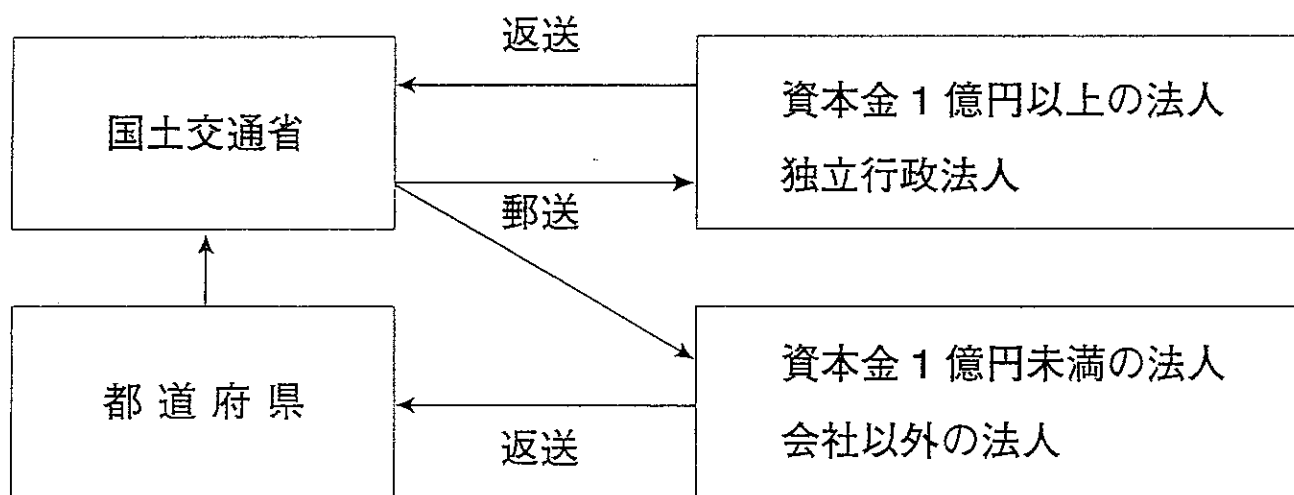
○調査の単位

この調査は法人単位の調査です。本社・本店の他に、支店、工場、店舗、営業所等があるときは、その分も含めた法人全体について記入していただきます。

親会社・子会社、関連会社の所有する土地については、別法人のものとして扱い、記入していただく必要はありません。

○調査の方法

この調査は郵送にて実施します。調査票に所定の事項を御記入いただき、同封した返信用封筒にて、平成15年10月31日までに着くように返送してください。



調査からわかること

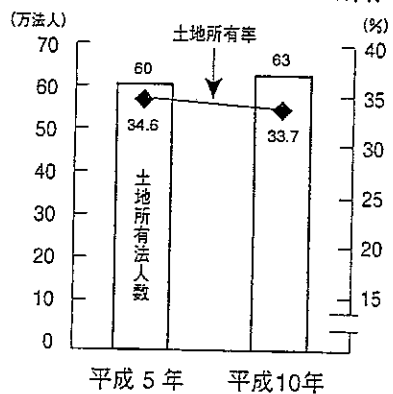
本調査では、法人の所有する土地の所在地、所有形態、面積、取得時期、主たる使用者、利用現況などが調査されます。これにより、土地の所有・利用状況の地域的な特徴や、法人の業種、現状などの関係がわかります。

○平成10年法人土地基本調査

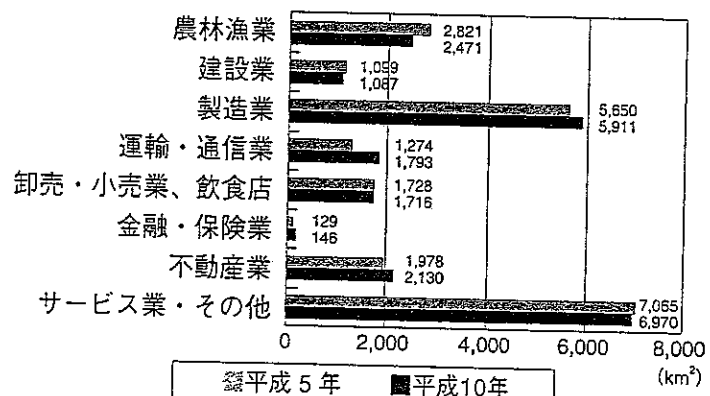
平成10年調査では、全国の約187万法人のうち、33.7%に当たる63万法人が土地を所有しており、平成5年に比べると、土地所有法人数はやや増加したものの、土地所有率は0.9ポイント減少しました。

その所有面積を業種別に見ると、サービス業・その他と製造業の法人の面積が過半数を占めております。

土地所有法人数と法人の土地所有率



業種別の土地所有面積

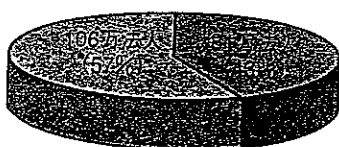


○平成10年法人建物調査

全国の約187万法人のうち、43.2%に当たる81万法人が建物を所有しております。

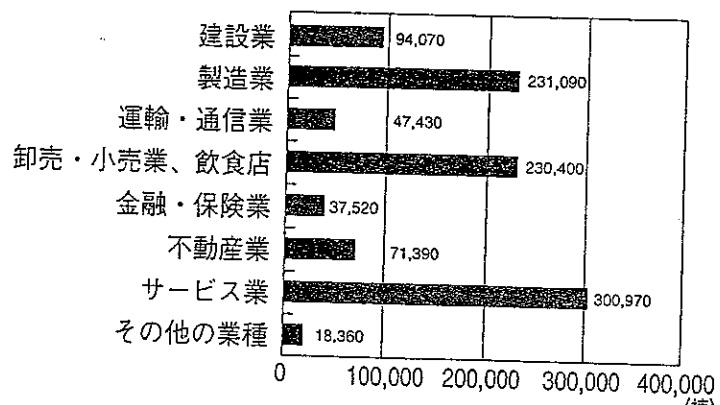
業種別の所有建物数（工場除く）をみると、サービス業が最も多く、以下、卸売・小売業及び飲食店、製造業の順となっています。

法人の建物所有状況



■ 建物を所有している □ 建物を所有していない

業種別の所有建物数（工場除く）



集計方法と結果の公表

各法人から、国土交通省または都道府県に提出された調査票は、国土交通省で集計されます。

集計した結果については、平成16年に速報の公表を予定しています。最終結果の公表は平成17年の予定です。

調査結果の活用方法

法人土地基本調査及び法人建物調査の結果は、国や地方公共団体における土地政策・地域政策の立案のための基礎資料として活用されます。また、学術・研究機関、民間団体や企業でも、幅広く活用できます。

そして、何よりも、国民の皆様に、土地の所有・利用状況を知っていただく情報として役立ちます。

II 法人建物調査の実施について

法人建物調査の実施について

土地の利用状況を正しく把握するためには、土地と建物を一体的に捉える必要があることから、平成15年法人土地基本調査とともに、法人建物調査を同時実施することとしました。

法人建物調査は、国が行う重要な調査として、統計報告調整法に基づき、総務大臣の承認を受けています。

調査票に記入された内容は、統計法第14条によって保護され、個別の法人名が公表されることや、統計目的以外に使用されることは絶対にありません。調査の対象、単位、方法などは法人土地基本調査と同じです。

調査からわかること

本調査では、法人の所有する建物の所在地、延べ床面積、敷地の権利関係などが調査されます。これにより、法人の所有する建物と、業種・規模などとの関係が明らかになり、さらに、法人土地基本調査の結果と結びつけることにより、法人による国土の利用状況などが明らかになります。

調査結果の活用方法

法人建物調査の結果は、法人土地基本調査の結果とともに、国や地方公共団体、学術・研究機関、民間団体や企業などで、幅広く活用されます。

土地基本調査の概要及び前回調査結果については下記のホームページでもご覧になれます。

<http://tochi.mlit.go.jp/>